



長崎県公報

目 次

◎ 公安委員会規則	所管課(室)名
○長崎県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則	警 務 課
○警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則	〃

公安委員会規則

長崎県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年2月17日

長崎県公安委員会委員長 瀬戸 牧子

長崎県公安委員会規則第3号

長崎県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

長崎県警察の組織に関する規則（平成14年長崎県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(生活安全部の分課)</p> <p>第5条 生活安全部に次の課を置く。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>人身安全・少年課</u></p> <p>(3)及び(4) 略</p> <p>2 生活安全企画課に犯罪抑止対策室を、<u>人身安全・少年課に少年対策室を</u>、生活環境課に許可業務指導室を置く。</p> <p>(警備部の分課)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 警備課に警衛警護室、危機管理対策室、航空隊及び国民文化祭準備室を、外事課に国際テロ対策室を置く。</p> <p>(人身安全・少年課の事務)</p> <p>第21条 生活安全部人身安全・少年課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) <u>児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）の施行に関すること。</u></p> <p>(7) 略</p> <p>(8) <u>少年対策室に関すること。</u></p> <p>(9) 略</p> <p>2 少年対策室は、少年非行防止に関する調査及び企画、少年の補導、少年をめぐる環境浄化、少年の福祉を害する犯罪の取締り、犯罪その他少年の健全な育成を阻害する行為に係る被害少年の保護、少年に対する暴力団の影響の排除、街頭補導、少年相談等を通じた非行少年等の早期発見補導、保護指導、継続支援等少年の非行防止活動その他少年警察運営全般の指導に関する事務を行う。</p>	<p>(生活安全部の分課)</p> <p>第5条 生活安全部に次の課を置く。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>人身安全対策課</u></p> <p>(3) <u>少年課</u></p> <p>(4)及び(5) 略</p> <p>2 生活安全企画課に犯罪抑止対策室を、<u>少年課に少年サポートセンターを</u>、生活環境課に許可業務指導室を置く。</p> <p>(警備部の分課)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 警備課に危機管理対策室、航空隊及び警衛連絡室を、外事課に国際テロ対策室を置く。</p> <p>(人身安全対策課の事務)</p> <p>第21条 生活安全部人身安全対策課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p>

第22条 削除

(地域課の事務)

第25条 地域部地域課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)及び(2) 略

(3)及び(4) 略

2 地域企画指導室は、地域警察の企画、調整及び指導、水難、山岳遭難その他の事故における人命の救助及びこれらの事故の防止、水上警察、雑踏警備並びに警ら用無線自動車及び警察用船舶の運用に関する事務を行う。

3 略

(警備課の事務)

第42条 警備部警備課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)及び(2) 略

(3) 警衛警護室に関すること。

(4)及び(5) 略

(6) 国民文化祭準備室に関すること。

2 警衛警護室は、警衛及び警護に関する事務を行う。

3及び4 略

5 国民文化祭準備室は、第40回国民文化祭に伴う警衛警備に関する事務を行う。

(外事課の事務)

第43条 警備部外事課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 略

(2) 経済安全保障対策に関すること。

(3)及び(4) 略

(少年対策室長)

第64条 少年対策室に室長を置く。

2 室長は、上司の命を受け、少年対策室の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。

(警衛警護室長)

第80条の2 警衛警護室に室長を置く。

2 室長は、上司の命を受け、警衛警護室の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。

(国民文化祭準備室長)

第83条 国民文化祭準備室に室長を置く。

2 室長は、上司の命を受け、国民文化祭準備室の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。

(階級)

(少年課の事務)

第22条 生活安全部少年課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 少年非行防止に関する調査及び企画に関すること。

(2) 少年の補導に関すること。

(3) 少年をめぐる環境浄化に関すること。

(4) 少年の福祉を害する犯罪の取締りに関すること。

(5) 犯罪その他少年の健全な育成を阻害する行為に係る被害少年の保護に関すること。

(6) 児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)の施行に関すること。

(7) 少年に対する暴力団の影響の排除に関すること。

(8) 少年サポートセンターに関すること。

(9) その他少年警察運営全般の指導に関すること。

2 少年サポートセンターは、街頭補導、少年相談等を通じて、非行少年等の早期発見補導、保護指導、継続支援等少年の非行防止活動を行う。

(地域課の事務)

第25条 地域部地域課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 地域警察に関すること。

(2) 水難、山岳遭難その他の事故における人命の救助及びこれらの事故の防止に関すること。

(3) 水上警察に関すること。

(4) 雑踏警備に関すること。

(5)及び(6) 略

(7) 警ら用無線自動車及び警察用船舶の運用に関すること。

(8)及び(9) 略

2 地域企画指導室は、地域警察の企画、調整及び指導に関する事務を行う。

3 略

(警備課の事務)

第42条 警備部警備課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)及び(2) 略

(3) 警衛に関すること。

(4) 警護に関すること。

(5)及び(6) 略

(7) 警衛連絡室に関すること。

2及び3 略

4 警衛連絡室は、第40回国民文化祭に伴う警衛警備に関する事務を行う。

(外事課の事務)

第43条 警備部外事課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 略

(2)及び(3) 略

(少年サポートセンター長)

第64条 少年サポートセンターにセンター長を置く。

2 センター長は、上司の命を受け、少年サポートセンターの事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。

(警衛連絡室長)

第83条 警衛連絡室に室長を置く。

2 室長は、上司の命を受け、警衛連絡室の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。

(階級)

第85条 略

2 取調べ監督室長、情報公開センター長、警察安全相談室長、音楽隊長、鉄道警察隊長、渉外捜査室長、機動鑑識隊長、駐車対策室長、長崎運転免許センター長及び航空隊長は、警視又は警部の階級にある警察官をもって充てる。ただし、所掌事務により、一般職員をもって充てることができる。

(階級)

第99条 略

2 略

3 課長補佐、所長補佐、隊長補佐、分駐隊長及び専門研究員は、警部の階級にある警察官又は一般職員をもって充てる。

(会計官、地域交通官、刑事生活安全官及び警備官)

第125条 警察署に、必要に応じ、会計官、地域交通官、刑事生活安全官及び警備官を置く。

2 会計官、地域交通官、刑事生活安全官及び警備官は、警視の階級にある警察官又は一般職員をもって充てる。

3及び4 略

5 刑事生活安全官は、上司の命を受け、警察署の事務のうち刑事警察及び生活安全警察に関する事務を整理し、部下職員を指揮監督する。

6 略

別表第2 (第122条関係)

警察署	課	所 掌 事 務
長崎 佐世保	略	
	生活安全課	生活安全全部生活安全企画課、人身安全・少年課、生活環境課及びサイバー犯罪対策課の事務に相当する事務
	略	
浦上 諫早	略	
	生活安全課	生活安全全部生活安全企画課、人身安全・少年課、生活環境課及びサイバー犯罪対策課の事務に相当する事務
	略	
大浦 時津 雲仙 島原 大村 早岐 五島	略	
	生活安全課	生活安全全部生活安全企画課、人身安全・少年課、生活環境課及びサイバー犯罪対策課の事務に相当する事務
	略	
西海 南島原 川棚 相浦 江迎 松浦 平戸 対馬南	略	
	刑事生活安全課	刑事部刑事総務課、捜査第一課、捜査第二課、組織犯罪対策課、鑑識課及び科学捜査研究所並びに生活安全全部生活安全企画課、人身安全・少年課、生活環境課及びサイバー犯罪対策課の事務に相当する事務
	略	
新上五島 壱岐 対馬北	略	
	刑事生活安全課	刑事部刑事総務課、捜査第一課、捜査第二課、組織犯罪対策課、鑑識課及び科学捜査研究所並びに生活安全全部生活安全企画課、人身安全・少年課、生活環境課及びサイバー犯罪対策課の事務に相当する事務
	略	

第85条 略

2 取調べ監督室長、情報公開センター長、警察安全相談室長、音楽隊長、少年サポートセンター長、鉄道警察隊長、渉外捜査室長、機動鑑識隊長、駐車対策室長、長崎運転免許センター長及び航空隊長は、警視又は警部の階級にある警察官をもって充てる。ただし、所掌事務により、一般職員をもって充てることができる。

(階級)

第99条 略

2 略

3 課長補佐、所長補佐、隊長補佐及び専門研究員は、警部の階級にある警察官又は一般職員をもって充てる。

(会計官、地域交通官、刑事官及び警備官)

第125条 警察署に、必要に応じ、会計官、地域交通官、刑事官及び警備官を置く。

2 会計官、地域交通官、刑事官及び警備官は、警視の階級にある警察官又は一般職員をもって充てる。

3及び4 略

5 刑事官は、上司の命を受け、警察署の事務のうち刑事警察及び生活安全警察に関する事務を整理し、部下職員を指揮監督する。

6 略

別表第2 (第122条関係)

警察署	課	所 掌 事 務
長崎 佐世保	略	
	生活安全課	生活安全全部生活安全企画課、 <u>人身安全対策課</u> 、少年課、生活環境課及びサイバー犯罪対策課の事務に相当する事務
	略	
浦上 諫早	略	
	生活安全課	生活安全全部生活安全企画課、 <u>人身安全対策課</u> 、少年課、生活環境課及びサイバー犯罪対策課の事務に相当する事務
	略	
大浦 時津 雲仙 島原 大村 早岐 五島	略	
	生活安全課	生活安全全部生活安全企画課、 <u>人身安全対策課</u> 、少年課、生活環境課及びサイバー犯罪対策課の事務に相当する事務
	略	
西海 南島原 川棚 相浦 江迎 松浦 平戸 対馬南	略	
	刑事生活安全課	刑事部刑事総務課、捜査第一課、捜査第二課、組織犯罪対策課、鑑識課及び科学捜査研究所並びに生活安全全部生活安全企画課、 <u>人身安全対策課</u> 、少年課、生活環境課及びサイバー犯罪対策課の事務に相当する事務
	略	
新上五島 壱岐 対馬北	略	
	刑事生活安全課	刑事部刑事総務課、捜査第一課、捜査第二課、組織犯罪対策課、鑑識課及び科学捜査研究所並びに生活安全全部生活安全企画課、 <u>人身安全対策課</u> 、少年課、生活環境課及びサイバー犯罪対策課の事務に相当する事務
	略	

附 則

この規則は、令和5年3月24日から施行する。

警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年2月17日

長崎県公安委員会委員長 瀬戸 牧子

長崎県公安委員会規則第4号

警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則

警察職員の配置定員に関する規則（平成10年長崎県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後					改正前					
別表 警察職員配置定員表					別表 警察職員配置定員表					
所属	区分	警察官	一般職員	計	所属	区分	警察官	一般職員	計	
警察本部		<u>914</u>	<u>326</u>	<u>1,240</u>	警察本部		<u>908</u>	<u>322</u>	<u>1,230</u>	
略					略					
初任科生		97		97	初任科生		92		92	
小計		<u>1,028</u>	<u>333</u>	<u>1,361</u>	小計		<u>1,017</u>	<u>329</u>	<u>1,346</u>	
警 署	長崎警察署	<u>288</u>	17	<u>305</u>	長崎警察署		<u>290</u>	17	<u>307</u>	
	大浦警察署	101	<u>4</u>	<u>105</u>	大浦警察署		101	<u>5</u>	<u>106</u>	
	浦上警察署	<u>187</u>	<u>10</u>	<u>197</u>	浦上警察署		<u>189</u>	<u>9</u>	<u>198</u>	
	時津警察署	<u>109</u>	<u>8</u>	<u>117</u>	時津警察署		<u>110</u>	<u>10</u>	<u>120</u>	
	略					略				
	諫早警察署	<u>173</u>	8	<u>181</u>	諫早警察署		<u>175</u>	8	<u>183</u>	
	雲仙警察署	<u>76</u>	6	<u>82</u>	雲仙警察署		<u>75</u>	6	<u>81</u>	
	島原警察署	<u>68</u>	6	<u>74</u>	島原警察署		<u>69</u>	6	<u>75</u>	
	略					略				
	大村警察署	<u>121</u>	10	<u>131</u>	大村警察署		<u>122</u>	10	<u>132</u>	
	略					略				
	早岐警察署	<u>92</u>	<u>7</u>	<u>99</u>	早岐警察署		<u>90</u>	<u>8</u>	<u>98</u>	
	佐世保警察署	<u>214</u>	<u>11</u>	<u>225</u>	佐世保警察署		<u>217</u>	<u>12</u>	<u>229</u>	
	相浦警察署	<u>56</u>	4	<u>60</u>	相浦警察署		<u>57</u>	4	<u>61</u>	
略					略					
対馬南警察署	<u>57</u>	7	<u>64</u>	対馬南警察署		<u>58</u>	7	<u>65</u>		
略					略					
小計		<u>2,047</u>	<u>141</u>	<u>2,188</u>	小計		<u>2,058</u>	<u>145</u>	<u>2,203</u>	
略					略					

附 則

この規則は、令和5年3月24日から施行する。

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表(八二四)一一一
直通(八九五)二一一四

印刷所
長崎市弥生町八番三十号

株式会社
永泰
岩永印刷所